

イ. 消防隊員に関する対策（消防庁）

- ・アスベストを使用している建築物において消防活動を行う場合の消防隊員のアスベストばく露防止のため、防塵マスク等の着用等を徹底する。（7月27日、都道府県に通知）

（2）国民の有する不安への対応

○国民への積極的な情報提供（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）

ア. アスベストによる健康被害の状況把握について、労災認定に係る個別事業場名の情報開示、製造・使用企業別に実施された調査（アスベスト既製造企業、造船等運輸関連企業、建設業）の結果公表を通じて、積極的な情報提供に努める。

（別紙「アスベストによる健康被害に関する実態把握について」参照）

イ. 建築物の解体等の作業に当たって、アスベストばく露防止対策等の実施内容を周辺住民の不安解消に資するよう作業現場の見やすい場所に掲示するよう指導した。（8月2日、都道府県労働局、関係業界団体等に通知）

ウ. アスベストを含有する家庭用品の製造実態等について8月中を期限として業界団体を通じて調査を実施中であり、調査結果をとりまとめ次第公表する。

○労働者、退職者、家族、周辺住民を対象とした健康相談窓口の開設等（厚生労働省、環境省）

ア. 健康相談窓口の設置等（厚生労働省、環境省）

- ・7月8日、保健所、産業保健推進センター、労災病院等に